

催し

小林市成人式

ご家族・市民の皆様の参加を歓迎いたします。多くの方が新成人を激励してくださいませようお願いします。

日程

平成24年1月5日(木曜)

時間: 11時~12時
(受付: 10時30分)

場所

小林市文化会館大ホール

案内状は届いていますか

小林市成人式の該当者並びにご家族に案内状を発送しました。該当者で案内状が届いていない方は、ご連絡ください。

成人式参加該当者

平成3年4月2日~平成4年4月1日に出生し、現在小林市に居住している方

現在市外に居住しているが世帯主が小林市に居住している方(就職・学生など)

本人または保護者も現在は市外に居住しているが本人の申し出がある方

問・社会教育課

Tel 22・7912

相談 年金相談会

小林税務署主催で行われていた「年金相談会」は、平成23年分以降は実施されないこととなりました。これまで、「年金相談会」を利用していただいた方は、平成24年1月15日号の「お知らせ」に掲載されます

ます申告相対日程表等をご確認のうえ、申告期間中に申告していただきますようお願いいたします。

問

小林税務署

Tel 23・3126

・税務課

Tel 23・0115

使って実感! ネットで申告「e-Tax」

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続き(①所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税の申告、②すべての国税の納税、③納税証明書の交付請求および法廷調書の提出などの申請・届出等)ができます。詳しくは e-Tax ホームページ http://e-tax.nta.go.jp ●問・小林税務署 Tel 23-3126

案内

新春賀詞交歓会

日程

平成24年1月4日(水曜)

11時開会(受付: 10時)

みくください。

参加申込

左記のいずれかでお申し込みください。

市役所総務課秘書室

Tel 23・3470

・JAこばやし管理課

Tel 23・1313

・小林商工会議所事務局

Tel 23・4121

■申込受付期間

12月1日(木曜)

~12月16日(金曜)

■会費

2,000円

■問

総務課秘書室

Tel 23・3470



公売 県有地売却

売払物件

①小林市細野売子木603番2

・土地(宅地)

642.02平方メートル

・予定価格

4,430,000円

②小林市細野売子木603番18

・土地(宅地)

642.02平方メートル

・予定価格

5,010,000円

③小林市細野字城山2991

番23、54

・土地(宅地)

2,366.18平方メートル

・予定価格

8,680,000円

■入札事前申込期限

平成24年1月6日(金曜)

■入札日

平成24年1月17日(火曜)

■申・問

宮崎県総務部総務課

Tel 0985・26・7018



税

源泉所得税の納付と「納期の特例」

事業所が、給与などの支払の際に徴収した所得税(以下「源泉所得税」)は、給与などを支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。しかし、納付すべき税額がない場合でも、翌月10日までに納付書(給与所得・退職所得などの所得税徴収高計算書)を税務署へ提出することとされています。

また、給与の支払人員が常時10人未満の事業所では、一定の手続きをすることで、源泉所得税の納付を年2回で済ませることができ、源泉所得税の「納期の特例」制度があります。源泉所得税のことでご不明な点がありましたら最寄りの税務署にお気軽にお尋ねください。

※国税電子申告・納税システム(イータックス)または郵送などでも提出できます。

源泉所得税の納期の特例

1~6月に源泉徴収した所得税の納付期限

7月10日

7~12月に源泉徴収した所得税の納付期限

翌年1月10日

問

小林税務署

Tel 23・3126

・税務課

Tel 23・0115

相談 市税等の夜間相談窓口を開設しました

年末年始を控え、市税等の納税相談窓口を開設します。税金などの納付について相談がある方は、ぜひご利用ください。

■日程

12月19日(月曜)

~21日(水曜)

・17時15分~19時

■場所

小林市役所税務課

■その他

18日(日曜)は窓口を開設していません。

■問

税務課

Tel 23・0115



統計 平成22年国勢調査(確報値)

平成22年10月1日を基準日として行われた国勢調査の結果が発表されました。調査へのご協力ありがとうございました。

	人口(総数)	人口(男)	人口(女)	世帯数(総数)
小林市	48,270	22,538	25,732	19,576
(旧 小林市)	38,213	17,823	20,390	15,490
(旧 野尻町)	8,075	3,754	4,321	3,214
(旧 須木村)	1,982	961	1,021	872

また、全ての事業所を対象に、経済センサス・活動調査が行われます。1月中旬以降、調査員が伺いますので、調査へのご協力をお願いします。

■問・総合政策課

Tel 23・0456

お詫びと訂正

広報こばやし11月号4ページ上のグラフを【歳入】とすところを誤って表記してしました。また、5ページ下の【収支】の表の単位【万円】とすところを誤って表示してしました。お詫びして訂正いたします。 ●問 総務課 Tel 23-0220

■農業振興課

Tel 23・0300

・須木庁舎地域整備課

Tel 48・3131

・野尻庁舎地域整備課

Tel 44・1100

その他

変更申請 農業振興地域整備計画変更申請受付

農業振興地域整備計画の変更申請(農振農用地の除外・編入・用途区分変更等)の受付を行います。

■申請期限

12月28日(水曜)

■申請先

・農業振興課

・須木庁舎地域整備課

・野尻庁舎地域整備課

■変更申請の要件

農用地(いわゆる青地)を除外するときは「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、具体的・緊急的な事業計画があり次の要件を全て満たす場合に限りります。

●他用途に供することが必要かつ適性で、農用地区域以外に代替地がないこと。

●農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。

●農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の活用を集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

●土地改良施設の機能に支障

がないこと。

●土地改良施設の機能に支障

がないこと。

●土地改良施設の機能に支障

がないこと。

●土地改良施設の機能に支障

がないこと。

●土地改良施設の機能に支障

がないこと。

●土地改良施設の機能に支障

がないこと。

●土地改良施設の機能に支障

がないこと。

●土地改良施設の機能に支障

がないこと。